

農業者年金について

農業に従事されている方は誰でも加入できます!

～若い農業者の皆さんへ、政策支援加入(保険料の国庫補助)で将来の安心を!～

保険料の国庫補助対象者と補助額			
区分	必要な要件	保険料(国庫補助額)	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	1万円(1万円)	1万4千円(6千円)
2	認定就農者で青色申告者	1万円(1万円)	1万4千円(6千円)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	1万円(1万円)	1万4千円(6千円)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たすもので、3年以内に両方を満たすことを約束した者	1万4千円(6千円)	1万6千円(4千円)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	1万4千円(6千円)	—

農業者年金は、60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)であっても**年間60日以上農業に従事している方**であれば誰でも加入できます。

政策支援は、国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、次の条件を満たせば受けられます。

- ①39歳までに加入
- ②農業所得が900万円以下
- ③認定農業者で青色申告者等(左表)

※国庫補助額は月額保険料月額2万円です。
 ※区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。
 ※35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。
 ※区分1～5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分(国庫補助額が減額になることがあります。)または通常の保険料への変更が必要です。

詳しくは...

農業者年金基金

検索

ホームページ
<http://www.nounen.go.jp/>



お問い合わせ先

独立行政法人農業者年金基金

電話 (03) 3502-3199 (相談員)

FAX (03) 3502-3942 (企画調整室)

出産前後の国民年金保険料が免除になります

平成31年4月から出産前後期間の国民年金保険料が免除される制度が始まりました。

平成31年2月1日以降に出産をした方が対象となり、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になります。

届出は、出産予定日の6か月前からできますので、お早目の届出をお願いします。

届出の用紙は、日本年金機構のホームページ (<https://www.nenkin.go.jp>) から印刷するか、住民税務課及び各振興センターの窓口または年金事務所に備え付けてあります。

担当：鏡野町住民税務課 国民年金担当 赤田
 電話 (0868) 54-2985

お子様の教育資金を「国の教育ローン」(日本政策金融公庫)がサポート

「国の教育ローン」は、高校・短大・大学・専修学校・各種学校や外国の高校・大学等に入学・在学するお子様をお持ちのご家庭を対象とした公的な融資制度です。

●ご融資額

お子様1人につき350万円以内

●金利 年1.66%

※母子家庭の方などは年1.26%
 (令和元年11月1日現在)

●ご返済期間 15年以内

※母子家庭の方などは18年以内

申込み・お問い合わせ先

教育ローンコールセンター

電話 0570-008-656 または 03-5321-8656